

奈良県内水面漁場管理委員会次第

日時：令和7年12月16日（火）9：30～

場所：奈良県経済倶楽部

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議事事項

（1）遊漁規則の変更について

（2）外来魚等の情報提供

（3）魚の放流規制について

（4）その他

4. 閉 会

委 員 会 議 題

令和7年12月16日開催

於：奈良県経済倶楽部

奈良県内水面漁場管理委員会

議 事 事 項

- | | |
|----------------|-------|
| 1. 遊漁規則の変更について | 1～ 5 |
| 2. 外来魚等の情報提供 | 6～10 |
| 3. 魚の放流規制について | 11～16 |
| 4. その他 | |

月ヶ瀬漁業協同組合奈内共第29号及び奈内共第30号第5種共同漁業権遊漁規則 一部改正

新旧対照表

新				旧			
第1条 ～ 第7条 [略]				第1条 ～ 第7条 [略]			
(遊漁料の額及び納付方法)				(遊漁料の額及び納付方法)			
第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。				第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。 次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に、あゆは日券・年券とも1,000円、こい・ふなは日券・年券とも500円を加算した額とする。			
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、素掛け釣	1日	3,000円	あゆ	手釣、竿釣、素掛け釣	1日	3,000円
		1年	9,000円			1年	9,000円
こい・ふな	手釣、竿釣	1日	<u>1,500円</u>	こい・ふな	手釣、竿釣	1日	<u>1,000円</u>
		1年	<u>4,000円</u>			1年	<u>3,500円</u>
2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1)～(7) [略] (8) <u>ファミリーマート伊賀予野中央店 三重県伊賀市予野字森田前9672番地</u>				2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1)～(7) [略]			
3 [略]				3 [略]			
第9条 ～ 第12条 [略]				第9条 ～ 第12条 [略]			
附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。				附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。			
附則 この規則は、令和6年8月15日から施行する。				附則 この規則は、令和6年8月15日から施行する。			
附則 <u>この規則は、令和 年 月 日から施行する。</u>							

波多野漁業協同組合奈内共第29号及び奈内共第30号第5種共同漁業権遊漁規則 一部改正

新旧対照表

新				旧			
第1条 ～ 第7条 [略]				第1条 ～ 第7条 [略]			
(遊漁料の額及び納付方法)				(遊漁料の額及び納付方法)			
第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。				第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。 次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に、あゆは日券・年券とも1,000円、こい・ふなは日券・年券とも500円を加算した額とする。			
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、素掛け釣	1日	3,000円	あゆ	手釣、竿釣、素掛け釣	1日	3,000円
		1年	9,000円			1年	9,000円
こい・ふな	手釣、竿釣	1日	<u>1,500円</u>	こい・ふな	手釣、竿釣	1日	<u>1,000円</u>
		1年	<u>4,000円</u>			1年	<u>3,500円</u>
2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1)～(7) [略] (8) <u>ファミリーマート伊賀予野中央店 三重県伊賀市予野字森田前9672番地</u>				2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1)～(7) [略]			
3 [略]				3 [略]			
第9条 ～ 第12条 [略]				第9条 ～ 第12条 [略]			
附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。				附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。			
附則 この規則は、令和6年8月15日から施行する。				附則 この規則は、令和6年8月15日から施行する。			
附則 <u>この規則は、令和 年 月 日から施行する。</u>				附則 この規則は、令和6年8月15日から施行する。			

五月川漁業協同組合奈内共第29号及び奈内共第30号第5種共同漁業権遊漁規則 一部改正

新旧対照表

新				旧			
第1条 ～ 第7条 [略]				第1条 ～ 第7条 [略]			
(遊漁料の額及び納付方法)				(遊漁料の額及び納付方法)			
第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。				第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。 次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に、あゆは日券・年券とも1,000円、こい・ふなは日券・年券とも500円を加算した額とする。			
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、素掛け釣	1日	3,000円	あゆ	手釣、竿釣、素掛け釣	1日	3,000円
		1年	9,000円			1年	9,000円
こい・ふな	手釣、竿釣	1日	1,500円	こい・ふな	手釣、竿釣	1日	1,000円
		1年	4,000円			1年	3,500円
2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1)～(7) [略] (8) <u>ファミリーマート伊賀予野中央店 三重県伊賀市予野字森田前9672番地</u>				2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1)～(7) [略]			
3 [略]				3 [略]			
第9条 ～ 第12条 [略]				第9条 ～ 第12条 [略]			
附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。				附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。			
附則 この規則は、令和6年8月15日から施行する。				附則 この規則は、令和6年8月15日から施行する。			
附則 この規則は、令和 年 月 日から施行する。				附則 この規則は、令和 年 月 日から施行する。			

波多野漁業協同組合奈内共第31号第5種共同漁業権遊漁規則 一部改正

新旧対照表

新				旧			
第1条 ～ 第6条 [略]				第1条 ～ 第6条 [略]			
(遊漁料の額及び納付方法)				(遊漁料の額及び納付方法)			
第7条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。				第7条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。 次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に日券・年券とも500円を加算した額とする。			
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
こい・ふな	手釣・竿釣	1日	1,500円	こい・ふな	手釣・竿釣	1日	1,000円
		1年	4,000円			1年	3,500円
わかさぎ	手釣、竿釣	1日	1,000円	わかさぎ	手釣、竿釣	1日	1,000円
		1年	5,000円			1年	5,000円
2～3 [略]				2～3 [略]			
第8条 ～ 第11条 [略]				第8条 ～ 第11条 [略]			
附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。				附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。			
附則 この規則は、令和6年8月15日から施行する。				附則 この規則は、令和6年8月15日から施行する。			
附則 この規則は、令和 年 月 日から施行する。							

新旧対照表

新	旧																		
<p>第1条 ～ 第6条 [略]</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">魚種</th> <th style="width: 15%;">漁具・漁法</th> <th style="width: 20%;">期間</th> <th style="width: 50%;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">あまご</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">竿釣</td> <td style="text-align: center;">1年(解禁日から14日間)</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年(15日目以降)</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 [略]</p> <p>第8条 ～ 第11条 [略]</p> <p style="margin-left: 20px;">附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>附則</u> この規則は、令和 年 月 日から施行する。</p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あまご	竿釣	1年(解禁日から14日間)	5,000円	1年(15日目以降)	2,500円	<p>第1条 ～ 第6条 [略]</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">魚種</th> <th style="width: 15%;">漁具・漁法</th> <th style="width: 20%;">期間</th> <th style="width: 50%;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">あまご</td> <td style="text-align: center;">竿釣</td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 [略]</p> <p>第8条 ～ 第11条 [略]</p> <p style="margin-left: 20px;">附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(新設)</u></p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あまご	竿釣	1年	5,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																
あまご	竿釣	1年(解禁日から14日間)	5,000円																
		1年(15日目以降)	2,500円																
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																
あまご	竿釣	1年	5,000円																

令和7年度 コクチバス駆除報告

【コクチバスとは】

- ・ 北アメリカ原産の外来魚で魚類や水中昆虫等を捕食し生態系に大きな影響を与える
- ・ 特定外来生物に指定されている
- ・ 1991年に長野県野尻湖で確認されて以来、全国に分布が拡大し、奈良県を含む42都道府県で確認
- ・ 県内では布目川、名張川、吉野川でコクチバスの生息が確認されている
- ・ 卵～仔魚の間、オスの親が子育てをする
- ・ オオクチバスよりも流れの速い環境、低水温でも適応可能

**上流まで生息域が拡大する可能性があり、
アユやアマゴ漁業にも影響**



【県のコクチバスに対する取組】

- ・ 令和元年～6年に近畿大学と連携しコクチバスの駆除方法を開発
- ・ コクチバスが活発になる産卵期と遊泳期に駆除を行うのが効果的
- ・ 駆除方法を漁協に普及し、
令和7年より県と漁協が共同でコクチバスの駆除を実施した



コクチバスが捕食していたアユ

コクチバス分布調査結果

● コクチバスのみ

★ 産卵場とコクチバス

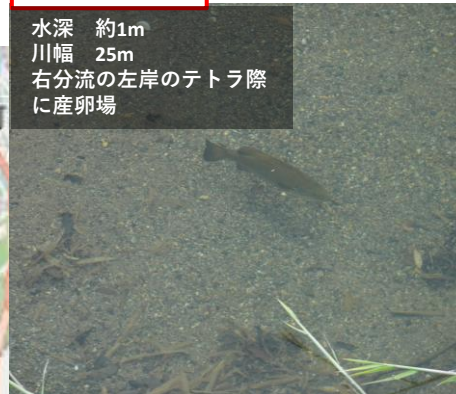
栄山寺前

水深 約1m
川幅 40m
右岸際の岩場に産卵場



美吉野橋

水深 約1m
川幅 25m
右分流の左岸のテトラ際に産卵場



樋井不動橋

水深 約50cm
川幅 20m
左分流の右岸のテトラ際に産卵場



大川橋

水深 約50cm
川幅 55m
左岸の護岸際に産卵場



五條市統合選果場裏

水深 約1m
川幅 25m
左岸の護岸際に産卵場



ローソン下湊店裏

水深 約50m
川幅 50m
右岸のテトラ際に産卵場



産卵期駆除

【調査時期】

5月 産卵場分布調査、産卵場破壊
6～7月 産卵場破壊
1ヶ月に1度調査を実施

【調査範囲】

五條市漁協、吉野漁協が管轄する吉野川



【駆除方法】

Step.1 オス親捕獲

オス親は産卵場に侵入する異物を口で排除する
その習性を利用し産卵場にルアーを投げ込み釣り上げる

Step.2 仔稚魚捕獲

産卵場周辺に卵や仔稚魚がいるため
たも網にて捕獲

Step.3 産卵場攪乱

たも網で捕りきれなかったものは足で踏みつぶし
産卵場も同時に破壊する

令和7年度 産卵期駆除結果

【結果】	親魚	仔稚魚	破壊した産卵場
合計	10尾 (34.1～45.9cm)	4,020尾	5カ所

遊泳期駆除

【調査時期】

6～10月

1ヶ月に1度調査を実施



【調査地点】

産卵場破壊調査で成魚が数多く確認された
五條市大川橋、選果場裏



【駆除方法】

大川橋（水深が浅い）

→釣り、刺し網、投網

選果場裏（水深が深い）

→釣りのみ



令和7年度 遊泳期駆除結果

【結果】 大川橋		駆除数 (コクチバスのみ) (尾)	平均CPUE (コクチバスのみ) (尾/h/人)	
釣り	ルアー	6	3.00	小型魚中心
	エサ (ミミズ、ヒゲナガカ ワトビケラ)	4	2.00	
投網		4	2.00	捕獲サイズは 大型
刺し網		1	0.07	
合計		15	-	

【結果】 選果場裏		駆除数 (コクチバスのみ) (尾)	平均CPUE (コクチバスのみ) (尾/h/人)
釣り	ルアー	31	3.33
	エサ (ミミズ、ヒゲナ ガカワトビケラ)	41	4.33
合計		72	- 9

県内初確認のミズワタクチビルケイソウについて

【ミズワタクチビルケイソウとは】

- ・北アメリカ原産で0.1ミリ程度の微細な藻類
- ・大量に繁茂するとミズワタのような群生をつくり、川底を覆う
- ・生態系に大きな影響を与え、アユ漁業にも大きな被害をもたらす
- ・令和3年時点で東北、関東、中部、九州地方の複数の河川で確認され、令和4年に滋賀県安曇川で出現が報告され、近畿地方で初の報告となった



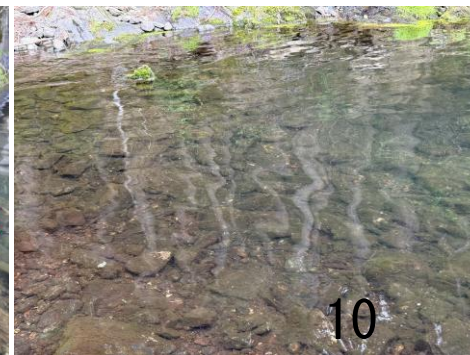
引用:<https://osakana.suisankai.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/07/Cymbella-janischi.jpg>
ミズワタクチビルケイソウ

【県内で初めて確認された事例】

- ・これまで奈良県では未確認であった本種だが、令和7年5月22日に津風呂ダム下流の津風呂川（吉野町）で初めて確認された
- ・翌日5月23日に農業水産振興課3名が現地を調査
- ・津風呂ダムの減勢工から下流約50m地点と約70m地点の2地点で河床にミズワタクチビルケイソウの繁茂を確認し、駆除を実施
- ・駆除方法は水産庁のマニュアルを参考に、繁茂している石を河原に取り上げて塩水をかけ殺藻
- ・6月、12月に再度、現地確認を行ったが、ミズワタクチビルケイソウの再発生は確認されていない
- ・引き続き経過観察を続けていく



5/23ミズワタクチビルケイソウ（赤丸）



駆除後（白い部分はコケが剥がれた部分）

本県内水面漁場と河川生態系を保全するために

背景

奈良県内では、数年前からコクチバス、ブラウントラウト、チャネルキャットフィッシュなど、もともと県内に生息していなかった種類の魚が生息しており、在来種への影響が懸念される。

他県においても、2017年に宮崎県でコウライオヤニラミ、2023年に山梨県でレイクトラウトなど本来そこに生息していない魚が確認され、在来魚の食害などが大きな問題となっている。

近年、人為的放流による生態系の破壊、遺伝的多様性の低下が問題視されている。

【論文：Intentional release of native species undermines ecological stability (2023. 4)】（在来種の意図的放流は生態系の安定性を損ねる）

本県内水面漁場と河川生態系を保全するために

目的

- ① 奈良県に生息していない魚類等を県内に侵入させない
- ② 奈良県の天然魚（在来魚）の資源と遺伝的多様性を保全する

本県内水面漁場と河川生態系を保全するために

① 奈良県に生息していない魚類等を県内に侵入させない

取組

全県民に対して委員会指示（案1 or 案2）を発出

国内外来種の制限

案1 県内の河川及び湖沼（以下「内水面」という。）に生息していない水産動物（卵を含む。）を本県内水面に移植してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が承認した場合は、この限りではない。

案2 国内の河川及び湖沼（以下「内水面」という。）に生息していない水産動物（卵を含む。）を本県内水面に移植してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が承認した場合は、この限りではない。

国外外来種の制限

指示の有効期間：5年間を予定

本県内水面漁場と河川生態系を保全するために

② 奈良県の天然魚（在来魚）の資源と遺伝的多様性を保全する

取組



漁協に対して以下の取組を継続・推進

溪流魚ゾーニング管理事業補助金

地域個体群（分布が特定の支流や水域に限定される種）の保全のため、これまで放流されたことのない支流では、産卵場造成や禁漁区域に設定することを推奨し、既放流河川においては、同水系由来の種苗の放流を推進



第5種共同漁業権の増殖に係る 奈良県内水面漁場管理委員会の方針

- I アマゴ及びフナについては、在来魚（天然魚）の保護のため、できる限り同水系由来の系統を放流すること。
さらに、アマゴ、コイ及びフナについては、人工産卵床の造成を積極的に検討いただき、人工産卵床 1 m²造成あたりの換算放流稚魚数は、別紙を参考に放流実績に加算可とする。

- II ウナギについては、ニホンウナギのみとし、別種のウナギ（ビカーラ種やロストラータ種等）を放流しないこと。

※県HPに掲載